

継続教育ポイントテーブルの改正について

公益社団法人日本工学教育協会
教育士（工学・技術）委員会

11月4日に開催されました平成23年度公益社団法人日本工学教育協会第3回理事会において、教育士（工学・技術）資格の認定・更新にかかる継続教育ポイント制度の継続教育ポイントテーブルの改正が承認されました。これにより、平成24年度の教育士（工学・技術）資格申請より改正後の継続教育ポイントテーブルが適用されます。

変更内容の詳細につきましては、次の「日本工学教育協会 継続教育ポイント制度（平成23年11月4日付け改正）」をご参照ください。

改正した継続教育ポイントテーブルの主な変更点は、以下のとおりです。

- 教育形態1に、日工教以外の各学協会等主催の工学教育に関するシンポジウム、ワークショップ、研修会、見学会等を集約した。
- 教育形態2-2. 専門分野での自機関外発表研究論文の指導、教育形態2-3. 工業所有権取得の指導を追加した。
- 教育形態3-2に、学内で使用するテキスト、教材等を集約した。
- 教育形態7に、学校教育法に基づく認証評価機関での活動およびJABEE活動を集約した。
- 教育形態8に、日工教・地区工教活動を集約した。

日本工学教育協会 継続教育ポイント制度（平成23年11月4日付改正）

1. 「継続教育ポイント制度」の目的について

優れた教育実践のために、常に時代の流れ、新しい教育ツール、対象者の急速な変化、教育環境の変化などに柔軟に対応していくことが求められている。自ら新しいものをもとめ、取得し能力を高めていくために様々な教育機会を利用して研鑽を積む証しとしてこの制度を導入する。

2. 対象者

- 教育者、教育行政者、教育企画者、教育システム企画者、教育コンテンツ制作者、行政・企業OJT担当者等（平成20年度から日工教の会員／非会員を問わず教育士（工学・技術）資格の受審が可能となりました。）

表1 継続教育ポイントテーブル（平成20年度分から適用）

| 教育形態 | 内 容 | | ポイント | | 備 考 |
|--|---|-------|------------------------|------|---|
| * 1. 各学協会等主催の工学教育に関するシンポジウム, ワークショップ, 研修会, 見学会 | 講師 | | 10/件 | | 主催団体は日工教に限定しないが, 日工教主催(共催)行事はすべて, 工学教育および指導に関わることが明白なので, 参加ポイントを付与する. |
| | 口頭・ポスター発表者(プロシーディング有) | | 10/件 | | |
| | 口頭・ポスター発表者(プロシーディング無) | | 3/件 | | |
| | 上記の共著者 | | 3/件 | | |
| | オーガナイザー | | 4/件 | | |
| | 座長 | | 2/時間 | | |
| | 参加(日工教主催行事では参加点5点を加算) | | 1/時間 | | |
| 2-1. 教育に関する著述(論文等)の発表 | 査読付き | | 筆頭 | 共著 | 技術者育成に関わる教育論文であれば, 語学教育, 倫理教育他も可とする. 発表の場としては公的な学協会誌, 新聞・雑誌等を想定. |
| | | 論文・論説 | 30/篇 | 10/篇 | |
| | | 依頼稿 | — | — | |
| | 査読なし | 投稿 | 10/篇 | 4/篇 | |
| | | 論文・論説 | 7/篇 | 3/篇 | |
| | 上記以外 | 3/篇 | 1/篇 | | |
| * 2-2. 専門分野での機関外発表研究論文の指導 | 査読付き | 論文・論説 | 10/篇 | | 筆頭著者の論文執筆を指導し, 自身が共著者に含まれている場合(卒論等の指導は除く). |
| | 査読なし | 論文・論説 | 3/篇 | | |
| * 2-3. 工業所有権取得の指導 | 特許権取得 | | 10/件 | | 出願者の発明等を指導し, 自身が共同出願人に含まれている場合. |
| | 出願審査請求 | | 3/件 | | |
| 3-1. 教科書等教育関係の出版物の著述 | 共著の場合は貢献度等に応じて著者間で按分 改訂版発行の場合は改訂の範囲・程度に応じてポイントを減じて申告する | | 100/冊 (新規出版の場合) | | ISBN番号を取得し, 一般書店等で販売される図書が対象. |
| * 3-2. 学内(企業内)使用教材の作成 | 以前に作成した教材の改訂版の作成については対象外とする(但し全面的な改訂の場合は, 新規作成と見做し対象とする) | | 0.5/時間 (但し40H/年が限度) | | 学内で使用するテキスト, 演習書, ソフトウェア等すべてを対象とする. |
| 4. 教育改善・普及活動(教員としての原点となる行動) | 自機関(学内)でFD・教育改善活動に参加 | | 1/時間 | | ①自身の教育力向上のために授業手法の改善等の周到な準備をすること. ②周囲にその実践的方法を横展開し, 組織的に授業改革に取り組む活動. |
| | 自機関でのFD・教育改善活動に対し講師として指導 | | 5/件 | | |
| | 他機関でのFD・教育改善活動に対し講師として指導 | | 10/件 | | |
| | 教育企画推進 | | 2/時間 | | |

| 教育形態 | 内 容 | ポイント | 備 考 |
|-------------------------------------|--------------------|------|--|
| 5. 工学教育に関連する顕彰 | 大臣賞級 | 50／件 | 日工教が授与する賞に限らず，各学協会，企業における社内表彰など，工学教育に関するものはすべて対象となる． |
| | 学会賞 | 30／件 | |
| | 所属機関等における表彰 | 20／件 | |
| 6. 教育士制度活動 | 候補者推薦 | 10／人 | 対象となるのは特別教育士のみ |
| | 候補者書類審査 | 5／人 | |
| | 候補者面接審査 | 10／人 | |
| * 7. 学校教育法に基づく認証評価機関での活動，およびJABEE活動 | 審査長として活動 | 30／件 | 例えば(財)大学基準協会，(独)大学評価・学位授与機構，(財)日本高等教育評価機構等における委員活動．JABEE中間審査の審査長は15/件とする |
| | 審査員として活動 | 20／件 | |
| | オブザーバーとして活動 | 10／件 | |
| | 認証評価関係の委員会委員 | 2／時間 | |
| | 審査員養成研修参加 | 1／時間 | |
| * 8. 日工教・地区工教活動 | 総会・理事会参加 | 5／回 | 主として日工教・地区工教の会員対象．(日工教の理事や委員は，非会員も就任可能でポイントの対象となる．) |
| | 各種委員会委員長 | 4／時間 | |
| | 各種委員会委員 | 2／時間 | |
| | 「工学教育」誌投稿論文等の査読・校閲 | 4／時間 | |

注) 改正した主な教育形態について，*を付して示します．